

第1回制度設計・監視専門会合

日時：令和6年9月30日(月) 16:01～18:32

※オンラインにて開催

出席者：武田座長、岩船委員、松村委員、熱海専門委員、安藤専門委員、大橋専門委員、草薙専門委員、二村専門委員、松田専門委員、山内専門委員、山口専門委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○田上総務課長 定刻となりましたので、ただいまより、電力・ガス取引監視等委員会第1回制度設計・監視専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

また、本日、末岡専門委員は御欠席、山口専門委員は遅れて御参加の予定でございます。

9月2日に開催されました第532回電力・ガス取引監視等委員会におきまして、「制度設計専門会合」は、「制度設計・監視専門会合」に改組することとされました。

構成員については資料2を御覧ください。制度設計専門会合のメンバーとして御尽力いただいていたおりました圓尾委員は御退任されております。これまで専門委員として御参加いただいていた松村様が監視等委員会の委員になられましたので、今後は委員として御参加いただきます。また、新たに熱海様が専門委員に御就任されております。

まず、松村委員より一言御挨拶いただければと思います。

○松村委員 松村です。よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 ありがとうございました。続けて、熱海専門委員より一言お願いいたします。

○熱海委員 熱海と申します。SOMPOリスクマネジメント株式会社でサイバーセキュリティに関するコンサル、内部統制の強化対応、経営層に向けた講演を行っております。現在、フェローを担当しております。

今回初めて参加させていただきます。料金につきましてはいろいろと勉強していかなければならないことが多いですけれども、ITを活用した業務フローについて、リスクマネ

ジメントの観点から、内部統制とか、それからシステム監査の推進に必要な部分、これらを考えていきたいと思っております。1年間頑張って職責を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田上総務課長 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思っております。以降の議事進行は武田座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○武田座長 本日もよろしくお願いいたします。記念すべき第1回会合ということでございます。

本日の議題は、議事次第に記載した7つとなっております。それでは、まず議題の1つ目、「制度設計・監視専門会合」についてに関しまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○田上総務課長 事務局の総務課の田上と申します。よろしくお願いいたします。

先ほど申し上げましたように、9月2日の電力・ガス取引監視等委員会におきまして、制度設計専門会合が制度設計・監視専門会合へ改組されました。改めて経緯や本会合の趣旨等につきまして説明をいたしたいと思っております。

まず2ページです。この電力・ガス監視等委員会の任務の全体像でございます。電取委におきましては、電気事業法などに基きまして、電力・ガスの適正取引の監視やネットワーク部門の中立性の確保のための規制を行っているところでございます。

左側、取引の監視、具体的には、下にありますように、消費者の被害救済や参入の障壁、インサイダー取引や相場操縦といった事業者への勧告などを行うもの、そして、料金の審査、右側には、競争を促進していくためや消費者の保護のためのルールづくり、そして、広報や消費者保護の取組を行ってきたところでございます。

電取委については、2015年の9月に発足いたしまして、これまで3期9年が経過しております。今年2月から6月にかけては、電取委がこれまで果たしてきた役割・活動につきましては、有識者の方々などから、この電取委に対して、組織の在り方、今後の課題について御議論いただいて検証を行ってまいりました。

この検証におきまして、今年の6月に取りまとめたいただいたものを少し御紹介いたしますと、これまでの電取委の活動に関する評価につきましては、中立性・公平性などを適切に担保しながら、組織として求められる役割を果たしてきた。また、この制度設計から実行、確認、見直しといったPDCAサイクルをしっかりと回しながら、専門性を持ちな

がら制度の議論を行ってきたり、また報告徴収、指導・改善といった迅速かつ機動的な対応を行ってきた。おおむねこの期待される役割を果たしてきているという評価が大宗を占めてきたところでございますが、一方で課題としては、電力・ガスに関する制度設計の業務や監視の業務がさらに高度化、難しくなっていく中で、電取委における専門性や機能を今後も継続的に高め、効率的・効果的に活用していくことが求められる。

また、D XやA Iなども念頭に置きながら、監視・審査業務の最適化、また将来的な市場の導入などを見据えた監視対応の在り方の検討、需要家の保護の強化、電取委と関係機関における各種業務の在り方などについてさらなる検討が必要であるという評価をいただきました。

こういった検証を踏まえまして、今後、電取委が組織運営をしっかりと図っていくということで、電取委のM V V、ミッション・ビジョン・バリュー、一部改定を行うとともに、今年度2024年度から2026年度に重点的に行っていくべき対応方針を整理した中期方針を策定するとともに、このM V Vや中期方針を実現していくために電取委として行っていくべき機能強化を策定していくことといたしました。

このM V Vのほうは、今回組織検証を踏まえまして、市場への信頼を守るところで、事業関係者などへの正確な情報発信をしていこうとか、このバリューのところについても専門性の継続的なアップデート、透明な運営を図っていくということで組織運営の信頼性を確保していこうではないかとかデータを重視していこうということで、D XやA Iなどの精力的な推進をしていこうと。また、さらなる高みを目指していくということで、国内外の関係機関との積極的な連携を通じた情報収集・発信ということが追記されています。

こうしたミッション・ビジョン・バリューを実現していくために中期方針が策定されまして、これを実行に移していくための監視機能強化方針が併せて策定されています。その中で、組織の専門性向上に合わせて、それぞれの施策において議論を行う有識者会合においても、この専門性のさらなる拡張をやっていくことが決まりまして、今般、制度設計・監視専門会合の設置となったものでございます。

これまで、特に昨今の大手電力会社の不正事案などを踏まえて、有識者会合の専門性拡張が整理されていますので、これまでの制度設計専門会合の機能を強化し、I Tガバナンスを含めた監視の強化についても御議論いただきたいと思いますと考えております。

併せて、資料3-2、これが9月2日の第532回の監視等委員会のほうで決定された資

料になります。今私のほうで申し上げた趣旨・背景などが記載されているものになります。

事務局のほうから以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。本件につきましては報告事項となっております。改めまして、委員、オブザーバーの皆様におかれましては活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議題の2つ目に移りたいと思います。議題の2つ目は、「小売市場重点モニタリング調査結果について」となっております。まずは事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 取引監視課長の下津でございます。

では、小売市場重点モニタリング調査結果につきまして、資料に基づいて御説明いたします。

小売市場重点モニタリングでございますけれども、2ポツ目でございますが、今年の4月に開催されました第96回制度設計専門会合におきまして、より効果的・効率的な監視とするための方策について御審議いただきまして、毎年7月から8月頃に、前年度に締結された小売契約を対象として調査を実施して、その結果を毎年9月頃に報告・公表するというように整理されたところでございます。

本日でございますけれども、3ポツ目でございます。最初、小売市場重点モニタリングの概要ですとか小売市場の競争状況について少し御説明させていただいた後、2023年度の契約に係るモニタリング調査結果を御報告させていただきたいと考えてございます。

スライドは3枚目でございます。こちら、小売市場重点モニタリングの概要を示しております。小売市場の競争状況を把握する、こういう観点から、2019年9月から実施しているもので、具体的にはこのスライドの表の取組概要のところでございますけれども、モニタリング対象事業者、これは旧一電、それから、旧一電が20%以上出資している会社、それから、特高、高圧、低圧のいずれかの電圧区分において各供給区域内のシェアが5%以上に該当する小売電気事業者、これらを対象事業者としまして、対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準、これは具体的には供給開始月の直近12か月のエリアプライスということになりますが、これを下回る小売価格について、その下回ることの経済合理性等々を確認するというものでございます。

今回、モニタリングの対象となりました事業者49社おりまして、そのうち、旧一電、そしてその旧一電の関係会社以外の会社としましては7社ございました。

スライド6枚目までまいります。旧一電の域内シェアの推移をスライド6枚目、7枚目でまとめてございます。この左上の全体というところのグラフを見ていただければと思いますけれども、旧一電のシェアでございますが、2022年度の燃料価格の高騰を境に上昇していたのですけれども、その後、横ばいとなりまして、直近では、全体として僅かに減少傾向が見られているという状況でございます。

スライド8枚目までまいります。こちらは公共入札における落札価格の概況でございます。平均落札単価でございますけれども、前年同時期と比較して2.61円ほど下落しているという状況でございます。このスライドには落札単価と負荷率の散布図を掲載しております。左が2023年度、右が2022年度のものでございますけれども、左側2023年度のほうが点の数も増えて、密度も高くなっております。実際、その2023年度は契約成立件数が増えておりまして、スライドは10枚目でございますけれども、2023年度の公共入札案件の成立件数は、2022年度と比べまして1,324件増えております。特に旧一電の成立件数の割合は大きく回復しているという状況でございます。

リード文の2ポツ目でございます。この増加の要因についてでございますけれども、随意契約からの戻り、それから最終保障契約からの戻り、これら2つが考えられると思っておりますが、特に今回のものは、最終保障契約からの戻りの影響が大きいだろうと考えているところでございます。

スライド13枚目までまいります。今回の小売市場重点モニタリングの結果でございます。2023年度契約締結分につきまして、モニタリング対象事業者の落札案件を示しましたけれども、小売単価が、先ほどの基準ですね、供給開始月の直前12か月のエリアプライス、これ以下のものが確認されなかったということでございます。

最後14枚目、まとめということでございます。小売市場の動向、それから、重点調査結果については既に御説明させていただいたとおりでございますけれども、今後の予定でございますが、次回は来年7月から8月頃に今年度、2024年度契約締結分を対象として調査を行いまして、来年9月頃にその調査結果をこの制度設計・監視専門会合で報告・公表させていただきたいと考えている次第でございます。

小売市場重点モニタリング調査結果につきましての説明は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございました。それでは、ただいま御報告いただきました小売市場重点モニタリング調査結果につきまして、皆様から御質問、御発言いただきたいと思います。御発言の希望がおりの方はチャット欄にてその旨お知らせいただければ、当方

から指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員　ありがとうございます。本日初回ですので、ちょっと全体感的なコメントをさせていただきます。

まず、御説明の中で、この小売市場重点モニタリングというのは従前やってきたのだけれども、今回、効率化の観点で年に1回にされたということを伺いました。効率化することで十分モニタリングの任を果たせるのであれば私はそうした効率化というのは大変よいことだと思っています。

このモニタリングが始まった背景というか、どのようなことでこのモニタリングが始まったのかという御説明がなかったような気もしたのですけれども、ちょっとそうした点もいただきながら、多分、必要性というのは議論していくのかなと思います。

今回、公共入札についての比較をいただきましたけれども、これは落札価格についていろんな事業者戦略がある中で、ここでいうところのダンピングのように見えるケースも場合によっては見られるけれども、それが普通の競争の中でも見られるようなケースというものもあるのだと思います。そうした意味で、即問題だという話にはならないのだと思いますけれども、いずれにしても、こうしたモニタリングをしていることの背景的なところも併せていただけるとよかったのかなということが1点と、あと2点目は、電取委の中でモニタリングって結構、小売市場重点モニタリング以外にもやられていると思いますが、どういったものを定点観測されているのか、私、全体感がちょっとつかめていなくて、もしそうしたものも併せて何らかの機会に教えていただけるといいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長　ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、大橋先生から質問もございましたので、事務局からコメントをよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　大橋委員、御意見、御質問いただきまして誠にありがとうございました。まず、小売市場重点モニタリング、これは2019年9月から行われているわけでございます。その背景につきましては、まさに大橋委員御指摘されましたように、注目しているのは、いわゆる不当に安い小売価格ということでございます。趣旨としましては、小売市場における公正な競争を確保するのだと、そのために一定の価格水準を下回る小売価

格について重点的に見ていくのだと、そういうのが趣旨でございます。下回ったら直ちに何か問題かということではないと委員も御指摘いただきましたけれども、そのとおりでございます。下回ったものについてはその理由を確認していくということで、2019年9月以来やっているものでございます。

それからもう一点、電取委がやっているものの中で、ほかにモニタリングをやっている種類というのはどういうものがあるのか、どういう点についてモニタリングしているのかという御質問をいただきました。1つ申し上げることができるのは、小売市場、電力市場のモニタリング、四半期に1回やっているものがございます。それについては、例えばそれは卸、それから小売、両方見ているのですけれども、例えば今回の小売なんかで言いますと、地域別の新電力シェアの推移ですとか、電力料単価の推移ですとか、あとスイッチングの動向、それから低圧料金の平均単価の推移、こういうものも含めて四半期に1度定点観測をしているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○武田座長　　どうもありがとうございます。

それでは、本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議題の3つ目となります。3つ目は、小売電気事業者に対する業務改善命令に係る改善計画のフォローアップについてとなっております。事務局から報告をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　　こちらにつきましても、取引監視課長の下津から御説明させていただきます。

小売電気事業者に対する業務改善命令に係る改善計画のフォローアップについてでございます。本日でございますけれども、2点ございます。いずれも、昨年のいわゆる電力カルテルに関係するものでございます。

1つ目でございますけれども、先月21日から30日にかけて業務改善命令の対象となった各事業者の経営層、それから外部人材を構成員の過半数に含む組織体、これは、昨年出されました業務改善命令の中で外部人材を構成員の過半数に含む組織体によって社外の視点から再発防止のための計画なり改善計画の実施状況や実効性を継続的に把握・評価して、その必要な見直しを行う仕組みを整えることとされておりましたけれども、その長に対するヒアリングを実施しました。これは昨年来やっておりますフォローアップの4回目

ということになります。その結果を御報告させていただきたいというのが1点目でございます。

それから2つ目でございますけれども、先月7月30日に3回目のフォローアップ結果を、当時は制度設計専門会合でございましたけれども、制度設計専門会合で御報告させていただいた際に、次のフォローアップでフォローアップ自体は終了することが考えられると、そして、そのフォローアップの終了に当たっては、各事業者が今後も真摯に再発防止に向けた実効的な取組を行っていることなどの表明を行うことも考えられ得るとしておりました。事務局からそのような表明ができないかと要請しておりましたところ、各社、各事業者のウェブサイトでそのような表明を既に公表しておりますので、その内容も御紹介させていただきたいと考えております。

スライド3枚目でございます。まず、電力カルテルの事案に係るフォローアップでございます。今回第4回で何をしたのかというところでございますけれども、この赤枠の中の下線部分を主に確認したということでございます。

3点ございまして、1つが、各事業者の経営層が役職員の意識の変化をどのように把握・評価しているかという点、それから2つ目が外部人材を構成員の過半数に含む組織体による把握・強化がどのようになされているのかという点、それから最後が、経営層は外部人材を構成員の過半数に含む組織体の評価等についてどのような検討を行っているのかというこの3点でございます。これらについて、第4回目のフォローアップとして、各社の経営層、そして外部人材を構成員の過半数に含む組織体の長にヒアリングをしたということでございます。

スライド5枚目にまいります。まず、経営層による役職員の意識の変化の把握・評価についてでございます。いずれの事業者も役員自らが現場に赴いて従業員と意見交換を行うなど、従業員の意識変化を直接把握する取組を行っていることを確認いたしました。

また、具体的変化につきましては、現場からのリスク事案の報告が迅速に行われるようになったですとか、相談件数やその内容、例えば以前はハラスメント系の相談が多かったようですけれども、最近では競合他社との接触に関するものが増えたでございますとか、そういう変化が挙げられておりました。

最後の4ポツ目でございます。特に効果があつた取組も聞きましたら、相談窓口・内部通報窓口に相談・通報しやすくする取組ですとか、研修の工夫、3線管理等が挙げられておりました。

スライド6枚目でございます。外部人材を構成員の過半数に含む組織体の長にもヒアリングを行いました。まず、カルテル事案が発生した背景の認識を伺いましたら、旧一電の仲間意識があって、自由化後も意識や行動を変容できていなかったのではないかということ、これはどの方もおっしゃってございました。

事業者において改善された点につきましては、現場のリスク感度やコンプライアンス意識、こういうものが高まっていること、それから、三線管理が機能するようになってきたことなどが挙げられておりました。

逆に、4ポツ目でございますけれども、まだまだ取組が不十分、もしくは改善するようなところはありますかということも聞いてみました。そうしましたら、心理的安全性をもっと高める必要があるですとか、組織風土を形成する組織的要因に切り込んでいくこと、それから、風化させないように取組を継続して実施していくことなどが挙げられたところでございます。

スライド7枚目でございます。こちら、外部人材を構成員の過半数に含む組織体がいろいろ提言なり助言を会社に対してするわけですが、それら提言なり助言に対する経営層の受け止めはどうですかというのを、これは経営層ではなくて、外部人材を構成員の過半数に含む組織体の長に聞いてみました。

2ポツ目でございますけれども、盛り込んだ提言等に対しては、会社・経営層は誠実な対応をしているとの回答がいずれの長からもございました。

3ポツ目でございますけれども、この外部人材を構成員の過半数に含む組織体でございますが、これは業務改善命令でつくりなさいとされたものですが、今後この組織体についてどうしていくつもりですかと、こちらは経営層に聞いてみました。そうしましたら、いずれの事業者も、継続して設置して活用すると、そういう回答でございました。

スライド8枚目でございますけれども、これまでのフォローアップで聞いていなかったもの、具体的にはこのスライドの①から③でございますけれども、こちらについても今回ヒアリングを行った次第でございます。

事業者からは、3線管理の各部門で意見交換を定期的に行っていることとございますとか、社内ルールの検討においては内容に応じて1線と2線での協働を行っていること、また社内ルールの周知の際にルールの意義を併せて伝えるなどの取組を行っているといった回答があったところでございます。

続きまして各社のコミットメントについてでございます。スライドは10枚目でございます

す。事務局のほうから再発防止に向けた実効的な取組を行っていることなどの表明を公表するよう要請しましたところ、各社とも同様の事案を二度と繰り返さないことの意味表明でございますとか、改善計画に記載した取組を継続して実施していくことなどの表明をしております。

3 ポツ目でございますけれども、「なお」というところで記載しましたが、九電みらいエナジーでございますが、来年4月に小売電気事業を九電ネクストに承継する予定でございます、承継先でも改善計画に基づく取組をきちんと継続していくということについてコミットしているという状況でございます。

最後、まとめでございます。各事業者は改善計画に基づき、改善に向けた取組を着実に実施していると考えているところでございます。2 ポツ目でございますけれども、この取組を継続して、本事案を風化させないこと、コンプライアンスに対する高い意識を持つ組織風土に変えていくことが重要ということになるのですけれども、この点、各事業者は取組の継続をコミットしている状況でございます。

したがしまして、3 ポツ目でございますけれども、本事案に関するフォローアップ自体は4回目で終了と考えております。ただ、ということで、4 ポツ目でございますけれども、今後も、必要に応じてということになりますけれども、小売市場の動向や各事業者のコミットメントの実施状況を確認することとしたいということも考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、改善計画のフォローアップについてに係るただいまの報告につきまして、皆様から御質問、御発言をいただきたいと思います。御発言希望がございましたらチャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、伊藤オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○伊藤オブザーバー ありがとうございます。中部電力ミライズ、伊藤です。個社としての発言をさせていただきます。

本件につきまして細やかなフォローアップを実施いただきました。大変ありがとうございました。当社は二度と独占禁止法違反を起こさず、またそのような疑いを持たれることがないように、コンプライアンスの徹底に向け取組を継続してまいります。

特に営業活動に従事する役員、従業員を中心に実務的な教育研修、これを行っていくとともに、独占禁止法違反を許さないというメッセージを定期的に発信するなど、私を含め

経営層が先頭に立って、会社全体のコンプライアンス意識の向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○武田座長　　ぜひともよろしく願いいたします。ほか、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、本件につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。

続きまして議題の４番目でございますけれども、ガス小売事業者等に関する今後の対応についてとなっております。引き続き下津課長より御報告をよろしく願いいたします。

○下津取引監視課長　　では、ガス小売事業者等に関する今後の対応につきまして、資料６に基づきまして御説明をいたします。

本件は、ガス小売事業者による大口都市ガスの受注調整事案等に関連するものでございます。大口都市ガスの受注調整事案に関しましては、本年６月２４日に、東邦ガス株式会社、そして中部電力ミライズ株式会社に対しまして業務改善命令を行うよう電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に勧告を行いまして、その後、本年７月２６日でございますが、経済産業大臣による業務改善命令が行われました。その命令の中で、再発防止のための計画、いわゆる改善計画を策定等して、その改善計画を８月２３日までに報告することとされておりました。

また、業務改善命令がなされた日と同日でございますけれども、家庭用ガス・電気、そして卒ＦＩＴ買取に係る事案につきましては、電力・ガス取引監視等委員会から事務局長名で業務改善指導を行い、改善計画に基づき実施する取組を本指導の内容を踏まえたものとする等、必要な措置を講じて、その内容等を電力・ガス取引監視等委員会等に同じく８月２３日までに報告するようとしておりました。

それぞれ８月２３日までに報告がありまして、その概要と今後のフォローアップの方針につきまして、９月２日に開催いたしました電力・ガス取引監視等委員会で御審議いただきましたので、制度設計・監視専門会合でも御報告させていただきたいと考えております。

スライド４枚目以下で、業務改善命令等の内容を記載しております。本日の御報告に係するところを御紹介いたしますと、こちらは経済産業大臣による業務改善命令の内容でございまして、２ポツで、再発防止のための計画を策定の上、少し飛びますが、８月２３日までに書面で報告することになっております。

そして、スライド5枚目でございます。こちらは業務改善命令の内容の続きでございますけれども、3ポツで、今後1年間、4か月に1度の頻度で、改善計画の実施状況について報告することとなっております。

スライドは6枚目でございます。こちらは当委員会による業務改善指導の内容でございますけれども、2ポツで、改善計画で実施する取組を指導理由の内容を踏まえたものとする等必要な措置を講ずることと、そして3ポツで、その措置の内容等を8月23日までに報告すること、そして4ポツで、今後1年間、4か月に1度の頻度でその実施状況について当委員会事務局に報告することとしております。

スライドは8枚目以下でございますけれども、報告されました改善計画等の概要を説明しております。業務改善命令で、改善計画で満たす必要のあるポイントとして6点、このスライドの①から⑥でございますが、明示しておりましたので、このポイントに沿って御説明させていただきます。

スライド9枚目でございます。まず、内部的な監査・社外の視点でございます。各社とも本件を踏まえた内部監査を実施することとしているほか、外部人材を過半数に含む組織体、東邦ガスの場合は「業務改善計画検証会議」、中電ミライズの場合は「改善計画モニタリング会議」、これらを設置して改善計画の実施状況の検証等を実施するとしております。

スライド10枚目でございます。他社との接触ルールです。こちらも各社、競合他社との接触に関するルール、事前承認・事後報告でございますが、これらを整備し、実施し、それから、ルールに違反した場合の処分についても明確化してございます。

また、ルールの遵守状況等をモニタリングする手法につきましても各社記載しております。例えば東邦ガスは、社内メールをキーワードでランダム抽出してモニタリングですとか、中電ミライズですと、半期に1回、交際費データと接触申請の突合等を行うとしております。

スライド11枚目でございます。会議モニタリングでございますけれども、これは社内において競争に関する議題を扱う会議について法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えることと業務改善命令でされているところでございます。こちらについても各社とも競争に関する議題を扱う会議について法務部門や内部監査部門が出席してモニタリングを行うとしてございます。

スライド12枚目、13枚目でございます。研修に関してでございます。継続的な研修でござ

ございますけれども、各社、独占禁止法、ガス事業法等に関する研修や教育を行うとしておりまして、その研修等の実効性確保につきましても、スライド13でございますけれども、研修等の受講率の把握、テストの実施等を通じて確保するとしております。

スライド14枚目でございますが、社内リニエンシー・内部通報制度でございますけれども、各社とも、社内規定に社内リニエンシー制度を設けておりまして、内部通報制度とともに社内へ周知するとしてございます。

それから、スライド15枚目は東邦ガスに関してでございます。東邦ガスは自主的にこのような取組をしますということを改善計画の中に書き込んでおりまして、その内容をまとめたものがこちらのスライドでございます。中には、例えば人事の長期滞留の抑制といったことも記載されておりまして、一つの特徴的な取組だろうと考えているところでございます。

以上が各社からの報告の概要ということになります。

スライド16枚目以降で、今後のフォローアップの進め方についてまとめております。

スライド17枚目でございます。今後1年間、4か月に1回の頻度で計画等の進捗状況の報告を受けることになっておりますので、基本的にはその頻度でフォローアップしていこうと考えております。

2ポツ目でございますけれども、中電ミライズについては、昨年、電力カルテル事案に関して1度、改善計画を策定・実施等しているという事情も踏まえましてフォローアップをしていきたいと考えている次第でございます。

スライド18枚目でございます。フォローアップにおける確認のポイントでございますけれども、フォローアップにおいては、改善計画等に記載された取組の実施状況等を確認するということを考えているのですけれども、メリハリをつけて効果的なフォローアップを行いたいと考えておりまして、その確認のポイントは持つておこうと思っております。

1回目のフォローアップでは、社内ルールや研修等、取り急ぎ実施する必要があると思われるものに重点を置いて確認する、2回目は3線管理。そして特に2線、3線と協働することが多いと思われる外部人材を構成員の過半数に含む組織体の活動状況に重点を置いてフォローアップをしようと、そして3回目では取組の効果の確認、それから今後の課題等について確認をしようと考えております。このような形でフォローアップを行っていこうと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○武田座長 ありがとうございます。都市ガス受注調整に係る今後の対応について御報告いただきましたけれども、本件につきまして御質問、御発言の御希望がございましたらチャット欄にお知らせいただければと思います。

それでは、松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 松村です。聞こえますか。

○武田座長 はい、聞こえます。

○松村委員 発言します。今回の事務局の御説明、全て納得いたしましたので、このとおりに進めていただければと思います。それで、この議題と関係ないことを言うようで申し訳ないのですが、本来なら、この1つ前のところでも言うべきだったのかもしれないのだけれども、私は少しだけ懸念している貂があります。

それは、今回実際に業者から出されたある種のコミットメントは全て実現し、実際に合理的な対応がなされれば、それはもちろんめでたしめでたしということではあるのですが、極端なことを言うと、例えば中部電力が東邦ガスと全く相談することなく、独自の経営戦略として、ガス事業からは手を引きます。今供給しているところには供給継続するけれどもこれ以上拡大することはもうやめますと仮に宣言したとして、東邦ガスのほうは東邦ガスのほうで、自分たちもガス&パワーは目指さない、ガスだけに特化します、電気のほうは、今までやっている規模は維持するとしてもこれ以上拡張しませんと仮に宣言したとして、お互いにそれぞれの市場から、話し合うことなく、情報交換することなく手を引くとなれば、それは経営戦略の範囲内だから、ある意味では独禁法上は問題ないのかもしれない。そうすると、二度と独禁法違反の疑いを持たれないようにするのは必要なことではあるけれども、それだけで本当に十分なのかということはこの委員会としては考えなければいけない。この専門会合としては考えなければいけないと思います。

もし仮にそのようなことになったとすれば、お互いにもう競争やめてしまうということになったとすれば、そのような状況下で必要な競争基盤の整備と、両者が真摯にそれぞれの強みを生かしてそれぞれの市場で競争しているというときに、整備しなければいけない競争基盤はおのずから異なると思います。そうすると、この専門会合では当然制度設計のところも議論することになるので、そのような状況を十分見なければいけないと思います。

私たちが切に願っているのは、東邦ガスと中部電力がそれぞれの強みを生かしてそれぞれの市場で真摯に競争するということをととても願っているし、もちろんそれを前提とした制度設計はするのだと思います。しかし本当にそうなっているのかということは常に見て

いかなければいけないと思います。ガス会社と電力会社が競争を完全に制限してしまうなどというのは荒唐無稽だと多くの人は思うかもしれないけれども、しかし、少なくとも震災前からずっとこの業界をちゃんと見ている人は、それは机上の空論で荒唐無稽だなどとは決して思わないと思います。

そのようなことがないということを私たちは常に関心を持ち、見ていかなければいけないと思いました。また、両者には、もちろん、この提出された資料からも事務局の資料からも、競争を制限するつもりは毛頭ないことは十分伝わってきますが、そのようなことがないようにということを懸念している人がいることは、頭の隅に置いていただければと思いました。

以上です。

○武田座長　ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、松村先生から、この会合への今後の期待も含めて御発言ありましたけれども、事務局からコメントいただけますでしょうか。

○下津取引監視課長　松村委員、ありがとうございました。我々、今後フォローアップしていくわけですが、先生の御趣旨は、要はガスの小売市場の競争状況についてもしっかりと見ていって、そこで何か問題になるような事態なり状況というものを確認したときにはきちんとその背景についても調べて、その対策等も含めて検討をしていく、そういうことが重要ではないかと感じたところでございます。いただいた御意見を踏まえて、今後、フォローアップはもちろんですけれども、我々、いろいろ小売市場の競争状況の監視なり、モニタリングというのをしておりますので、引き続きやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○武田座長　それでは、事務局長、よろしくお願いいたします。

○新川事務局長　すみません。事務局長の新川でございます。

先ほどの大橋委員の御指摘、それから今の松村委員の御指摘、重なるところがあると思っております。この後に、自主的取組、それから競争状態のモニタリングについても御説明させていただきますけれども、そういったものも含めて、競争がきちんと行われているかどうかというのをしっかり監視するのが監視等委員会の大きな役目と思っておりますので、引き続き御指導のほどいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○武田座長　ありがとうございました。

それでは、本件、議題の4につきましては報告事項となりますので、以上とさせていただきます。

続きまして、議題の5つ目でございますけれども、議題5つ目は自主的取組・競争状態のモニタリング報告（令和6年4月～6月期）となっております。こちらにつきまして、まず事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長 取引制度企画室長の石井です。

四半期に1回、整理・公表しておりますモニタリングレポートの2024年度、今年度の第1四半期、すなわち4月から6月期の報告となります。時間も限られていますので簡潔に御報告いたします。

まず2ページ目でございます。主要指標を概観したものとなっています。上から、卸電力取引、先物、相対取引、小売となっておりまして、特にスポット市場の入札量、約定量、それから時間前と前年同期比で比較しますと増加している。その中でも、2023年の10月にグロス・ビディングを休止していますけれども、グロス・ビディングを加味しない場合で、売り、買いともに入札量は1.2倍、約定量についても1.2倍となっています。

具体的な事業者区分別で内訳を見てみますと、売り入札については5ページ目になりますけれども、旧一般電気事業者は489億kWh、新電力その他については339億kWhで、グロス・ビディングを除外しますと、旧一般電気事業者は、前年同期比で1.3倍、買い入札について言えば、これは6ページ目になりますけれども、旧一般電気事業者については328億kWh、新電力その他については397ということで、グロス・ビディングを除外すると、旧一般電気事業者は1.2倍でして、旧一般電気事業者については売り越し、新電力その他については買い越しということになっています。

続いて10ページ目でございます。こちらはスポット市場のシステムプライスでございますけれども、平均については10円/kWhでございます。前年同期比で1.4円/kWhという上昇値となっております。

LNGのスポット価格については、前年同期、平均10.9ドル/MMBtuということになっていまして、今期、11.2ドル/MMBtuに上昇していまして、加えて為替については、平均で137.5円から、今期155.8円ということで上昇しているといった背景がございます。

続いて14ページ目でございます。こちらは各地域間のスポット市場の分断状況を示したものでございます。東京中部間、それから中部関西間、中部北陸間で分断率が、当期間平均して40%以上となっています。これは東京中部間連系線が3か月間を通して作業制約が

発生したほか、中部関西連系線については4月、それから中部北陸間については6月に停止期間がありまして、分断発生率を上昇させた一因と考えられています。

また、15ページ目でございますが、今期から各連系線の計画潮流の割合、それから各エリアの需給変化を示したスライドを追加してございます。特に4月の北陸関西間ですとか、4月及び5月の関西中国間ですけれども、これについては他の連系線作業の影響によりまして、潮流割合に変動が生じているということになっております。

続きまして21ページ目でございます。こちらは当期間の電力先物の約定実績でございますけれども、TOCOMについては約4億kWhでして、前年同期に比べてほぼ同値ということになっていますが、他方で、EEXについては約126kWhでして、こちらについては前年同期に比べまして約3～4倍伸びとなっております。

続きまして34ページ目でございます。こちらは公営水力発電についてでございます。公営水力発電は全部で24の自治体が保有しているところでございますけれども、複数の自治体が2023年度末で旧一般電気事業者との長期基本契約が終了しまして、24年度から一般競争入札に移行します。これによりまして自治体保有の水力発電設備容量231万kWのうち、140万kWが一般競争入札等になります。これは前年同期に比べまして約70万kW増加する形でございます。

24自治体のうち8自治体がまだ長期基本契約によって売電中にありますけれども、この8自治体のうち4自治体については2024年度末に終了して、残る4自治体については25年度末にこの長期契約が終了する見込みでございます。

続いて36ページ目でございます。こちらは旧一般電気事業者の相対取引の状況を示したものでございます。2024年の6月時点の総需要に占める旧一般電気事業者からの相対取引による供給量の割合ですけれども、約10%と前年同期比1.5倍でした。また、グループ外の相対卸供給については7%でして、これは新電力の需要の約41%を占めるということになります。

続いて44ページ目でございます。こちら、総需要に占める新電力の市場シェアを示したものでございますけれども、約18%でございます。これは低圧、高圧、それから特別高圧を含めまして、年度が変わり、やや増加傾向にあるというところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。引き続き7月～9月に関するモニタリング結果についても整理をしまして、3か月後をめどに本会合にて御報告したいと考えております。

以上でございます。

○武田座長　丁寧な御説明、ありがとうございます。本件、議題5につきましては報告事項でございますので、質問につきましては後刻個別に事務局にお問合せいただきたいと思いますけれども、特にこの場で御発言の希望がありましたらお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、大橋委員、よろしくお願いいたします。

○大橋委員　ありがとうございます。今回第1回目ですので、ちょっといい機会なので申し上げたいと思います。

このモニタリング報告は、電取委が、まず電力から始まったと思いますけれども、委員会が設置されたときから、このモニタリングというのはずっとやられているという認識でいます。ある意味、電取委の一つの大きなミッションで、これはなぜモニタリングしているかということ、事業者において何か市場を制限するような行為があるかどうかということを見るためのモニタリングだという認識でいます。

ここ数年やはり感じていたのは、若干定常業務に流れてしまっているところがあるのではないかと考えています。こうした新電力のシェアとか、あるいは全体のビッドの状況とかいうのは、エネ庁側でも見ている話なので、必ずしも電取委で見なければいけない話ではないかもしれないと思っています。

それ以上に重要なのは、事業者があるコマにおけるビッドとか、あるいはH J K Sとか、あるいは先物とか、そういうものを組み合わせたときに、何かしらおかしいことが起きているのかどうかというところが多分すごく重要な点で、ある意味、今回、一旦仕切り直してやっていく中において、このモニタリングの仕方も、私は過去を踏襲する必要は必ずしもないのかなと思っています。

そのためには、ある程度、今回はこのようなストーリーで反競争行為を考えてみたときに、切り口で考えたらこのように見えるとか、ある種のシナリオベースで考えていかないと定常的にチェックすることは難しいのだと思いますけれども、やはりそうしたことをすることによって事業者に対してもしっかりと、電取委、ビッドも含めて、それを突き合わせることができる唯一の行政機関でもあるので、そうしたことを通じて、市場の競争の制限がないこと、しっかり見ているのだという十分なシグナルになり得ると思うのです。だから、そういう意味で、私、もっともっとできるのではないかなと思って期待しているところです。

以上です。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございます。今後の電取委の活動、また新しい会合の役割について重要な示唆、また激励をいただいたと思います。

どうぞ。

○石井取引制度企画室長 大橋委員、どうもありがとうございます。まさに今御指摘いただいた内容、前体制時にも大橋委員から御指摘いただいたと認識しております。まさに委員御指摘のとおりでして、日々市場監視も我々実施しておるわけですから、そういった市場監視から得られる知見ですとか、あらゆる市場が今入ってきているわけですから、その市場間の相場操縦みたいなものも含めまして、可能な限りこのモニタリングの中でしっかり表現して世の中に問うていきたいと考えております。引き続き御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の6番目でございますけれども、「需給調整市場の運用等について」となっております。まずは事務局から御説明をよろしく願いたいします。

○黒田NW事業監視課長 NW事業監視課長の黒田でございます。

それでは、議題の6番目、需給調整市場の運用等について御説明を差し上げられればと思います。よろしくお願いいたします。

全体といたしまして、今回5つのパートがございます、まず1つ目が9月中旬までの需給調整市場の動き、2つ目が価格規律の検討について、3つ目が需給調整市場における高値落札案件の調査状況報告、4つ目が調整力kWh市場におけるV1、V2スプレッドの調査状況報告、5つ目がB種電源の固定費回収状況の報告ということになっておりますので、順に御説明を差し上げられればと思います。

まず市場の動向です。3ページでございます。まず、前日取引（三次調整力②）の動きでございますけれども、平均約定単価で見ますと、8月の北海道エリアの平均約定単価が前月から上昇といったことですか、あとは東京エリアの想定費用が、こちらは前月から低下ということが見られておりまして、引き続き価格や営業の動向を見ていきたいと思っております。

それから、週間商品ですね。6ページでございますけれども、こちらにつきましては、北海道、九州エリアの平均約定単価が他エリアと比較して高い状況が続いているという特

徴がございますのと、あとは、8月の東北、東京、関西、中国エリアにつきましては、想定費用が前月から上昇ということが見られております。こちら引き続き状況を見ていくということでございます。

さらに9ページ以降でございますけれども、こちらは各エリアの調達率の動向ということでございます。こちら、これまでも申し上げてきており、東京エリアと中部エリアについては一次調整力及び二次調整力①の調達率が高エリアと比べて低いということで、中部につきましては、7月下旬から8月上旬にかけて一部出てきた時期があったのですが、その後はまた低い状況に戻っているということで、こちら状況も注視していきたいと思っております。

具体的には、東京は12ページ、中部は13ページで、一部、一次、二次①も出た時期もあったのですが、また下がっているという状況でございます。

それから19ページ、余力活用契約に基づく起動指令についてということでございますけれども、こちらこれまでの傾向と同様、中間取引の調達率が低い東京、中部において起動指令の回数が多い傾向があるということでございますので、こうした動向も引き続き注視していきたいと思っております。

次に20ページでございます。価格規律の検討についてということで、21ページですが、前回会合まで価格規律について起動費を Δ kW価格に計上せず事後精算とするという案の運用ルールの大枠を整理させていただいたということで、今回は個別の論点についてさらに検討を深めていくということに加えて、現在既に運用されている過回収、取り過ぎた分については事後精算するというルールは既に入っておりますので、この返還状況の調査も行っておりますので、こうした報告もさせていただければと思っております。

まず1つ目の論点、23ページでございますけれども、起動費の各入札ブロックの計上方法（均等割or按分計上）というような論点でございます。こちらについては、基本的には事後精算の実務の観点からどう考えるかということで、前回は、精算上は均等割で計上したほうが計算しやすいのではないかというような案を示していたところでございますけれども、ただ、2つ目のポツでございますが、その後確認させていただきまして、2025年度から入札単価に含まれる起動費単価分の情報を、入札時に需給調整市場システム、MMSに登録することになるということが整理できたということでございますので、このMMSから起動費の計上額を把握できるということを踏まえれば、起動費の各入札ブロックの計上方法は現在の運用のまま按分計上としてはどうかということですね。

さらに、事後精算の対象としましては、MMSに起動費単価分の情報を登録したリソースに限定して行うということとしてはどうかという案を今回示させていただいたところでございます。

続きまして25ページでございますけれども、起動費の精算方法ということでございます。こちら、先ほどのMMSに登録された入札時の起動費で行うか、もしくは実際に要した実費で行うかというような論点でございますけれども、実費で行うほうが正確であるということではあるのですが、ただ、2つ目のポツに書いてあるとおり、実務的にはかなり複雑になってくる。事後的に一般送配電事業者が確認するコストですとか、あとは、2025年度から三次調整力②の取引単位が3時間から30分に細分化されるということも踏まえると、事後精算実務が実費のほうは膨大になる懸念があるということでございますので、起動費の事後精算は業務効率化の観点も踏まえて、MMSに基づく入札時点での Δ kW価格に織り込まれている起動費を用いて、不落ブロックに織り込まれている起動費を積算して精算することを基本としてはどうか。

一般送配電事業者と応札事業者とで事後精算額について個別協議を行うことは妨げませんけれども、基本的にはこのようにシステム上に入札時点で織り込まれている起動費を用いて精算してはどうかという案とさせていただいております。

それから26ページ、3つ目の論点でございますけれども、最低出力までの発電コストの機会費用の精算方法ということで、起動費の事後精算範囲につきましては、前回会合で、起動費及び最低出力までの発電量についての卸電力市場価格の予想価格と限界費用との差額と整理させていただいているということでございます。

こちらの卸電力市場の予想価格ということですが、3ポツにあるとおり、事後精算の時点では、実際、卸電力市場価格、スポット市場の約定価格等、実績が把握できるということなので、この精算においてはこのスポット市場価格の実績を引用することとしてはどうかということで、事後精算の対象は、先ほどと同様に当該費用を入札価格に織り込んだリソースに限定することとしてはどうかということでございます。

それから27ページでございますけれども、歯抜け約定ブロックにおいて最低出力運転ではなく、電源の停止・起動を選択した経済性判断に係る妥当性の確認ということで、前回会合で、歯抜け約定が発生したときに最低出力で待機するよりも、一旦停止して再起動したほうが経済的な場合については、後者を事後精算対象とすることも可能という整理を示させていただいたところですが、この経済的な妥当性の判断につきましては、一般送配電

事業者において確認を行い、必要に応じて監視等委員会事務局においても事後監視で対応することとしてはどうかということでございます。

個別論点の最後の論点、29ページでございますが、落札電源の実需給断面における経済差替の運用見直しということでございます。落札電源の実質需給断面における経済差替につきましても、2022年度まではΔkW価格の差替を不要とするという整理になっておりましたけれども、23年度以降は、価格も再登録をして差し替えるという運用変更が行われているということでございます。

この結果、現在起こっていることとしては、経済合理的な電源運用、電源差替を行うインセンティブが発電事業者側になくなっているということで、社会全体で見れば非効率な電源を起動させ続けるという状態となり、燃料の無駄使いを発生させているという懸念があるということでございます。

ということで、3ポツですが、今後起動費の事後精算を措置することによって、起動供出札も増えることが期待されるという中で、経済差替を柔軟に行うことができるインセンティブを設けなければ非効率な電源が稼働することになり、社会全体としての経済合理的な電源運用を損ねることとなりかねないということでございますので、今後につきましては、この経済差替によって生じた利益、これを発電事業者、一般送配電事業者間でどう帰属させるかといった論点について、事業者へのインセンティブや差替に伴う実務負担等の観点も踏まえながら詳細を検討していきたいと考えているところでございます。

31ページが起動費過回収分、取り過ぎた分の返還状況の調査ということで、今回事務局で調査させていただいたということで、本年4月分の応札データから、一定の基準により起動供出札で入札していると考えられるリソースを選定して内訳を調査しているということでございます。

調査結果でございますけれども、結論から言うと、現時点では起動費の過回収が確認されていないということで、ただ、入札価格の詳細については追加で確認が必要な点もありますので継続的に調査を実施しているということでございます。

「また」ということですが、今回の起動費過回収とは別の事案ですが、本調査期間中にある事業者から、事業調整市場で約定したリソースの差替に伴うΔの差額分の事後精算において、その返還額を誤算定してしまっていて、過回収分の返還漏れが合計600万円発生していたという報告がありまして、これにつきましては、当該事業者が一般送配電事業者と精算について協議中ということでございます。

次に32ページでございますけれども、週間取引の応札拡大に向けた取組ということで、こちら、7月の制度設計専門会合で指摘させていただいた事項になるのですが、本日もありました、東京及び中部エリアの中間商品の入札・応札率が低いという問題について、この当該エリアの発電事業者及び小売事業者で協議を行っているということでございます。その協議の状況を今回確認いたしましたところ、発電事業者と小売電気事業者の協議が進展しており、契約見直しの方向性が整いつつある状況ということでございます。

一方で応札開始時期につきましてはシステム回収等の準備が必要となるということですが、遅くとも2025年の1月中旬までには運用開始できる見込みという説明を受けておりまして、こちらについても引き続き状況を注視していきたいと考えております。

33ページでございますが、このセクションのまとめですが、先ほど見たとおり、起動費過回収分の返還状況については、起動費の過回収は確認されていない。東京・中部エリアの週間取引の応札拡大についても、こちらは一定の時間要しているという状況ではあるものの一応のめどが立ったという報告も受けておるということでございます。

以上も踏まえまして、この起動費事後精算案については実施する方向で進めてはどうかと。その実施時期ですけれども、先ほどの起動費のシステム登録が25年度分からということもございまして、需給調整市場ガイドラインの改定の期間も考慮すると、2025年度の実施分の取引から実施する方向でガイドライン改定等の作業を進めることとしてはどうかということでございます。

34ページはこれまでの議論のまとめで、こういった形で事後精算案を運用してはどうかというまとめのページになります。

次、35ページ以降は3つ目のパートで需給調整市場における高値落札案件の調査状況報告になります。36ページ、考え方でございますけれども、そもそも需給調整市場ガイドラインにつきましては、市場支配力の影響度に応じて事前措置の対象となる事業者を規定しておりまして、その他の事業者についても、「セーフハーバー」としてガイドラインの規定を参照するという考え方としているということでございます。

一方で、御案内のとおり、需給調整市場では募集量に対して応札量が不足するという状況が続いてございまして、その観点からすると、事前措置の対象となる事業者以外にも、応札する全ての事業者がPivotal Supplierとなって価格決定力を有するというような状況が続いているということでございますので、こういった状況下においては、厳格な入札価格のルール設定及び監視が必要となってくる。特に三次調整力②につきましては、今、上

限価格の設定がないということでございますので、事前的措置の対象外の事業者も含めて高値落札案件に関する調査を実施しているということでございます。

今回、調査の結果、入札価格の設定方法が不適切と考えられる事案がございましたので、当該事業者には是正を促すとともに、当該事案における望ましい考え方については次ページ以降整理しているということでございます。

なお、この高値落札案件の調査は継続的に実施しておりまして、これで終わっているというわけではないのですけれども、ただ、今後も確認・周知が必要な事案につきましては本専門会合において報告を行いつつ、必要に応じてガイドラインの改定も実施していきたいと考えているところでございます。

具体的な事案に移りますけれども、40ページで、まず事案1でございますが、 Δ kWへの不適切な固定費の計上ということでございます。ガイドライン上は、 Δ kW価格には機会費用（逸失利益）＋一定額という価格の考え方となっており、この一定額は、A種電源であれば、30分値で0.33円、B種電源については、固定費回収のための合理的な額を上回らない範囲で、これは電取委事務局が事前にチェックした額という範囲内で入札するというようになっております。

今回調査対象となった事業者については事前的措置の対象ではないということなので、B種電源の事前登録は必要ないという事業者になるのですけれども、自主的な判断で、このB種電源の考え方を適用していたということでございますが、固定費の回収のための合理的な額の計上におきまして、固定費を適切に期間按分することなく、過年度分の未回収固定費や将来の回収分を含めて1年で回収し切る想定で Δ kW価格に加算計上していたことが判明したということで、固定費回収のための合理的な額は、過去の議論を踏まえても適切に期間按分された当年分の固定費のみとされておりますので、当該事業者には Δ kW価格の見直しを求めており、現在、当該事業者は自主的に三次調整力②の応札を控えていると聞いております。

41ページが、これはガイドライン上の考え方ということでございますけれども、先ほどの電源の固定費については当年分の費用を対象とするという考え方については、今年の3月25日に改定される以前の需給調整市場ガイドラインには「当年分」という文言が明文化されていたということでございますけれども、先ほどのA種、B種を入れたタイミングでガイドラインを改定したときに、この「当年分」という文言が今抜け落ちていると、記載自体が削除されている状況になっておりまして、このために、この事業者はB種電源の考

え方を適用して拡大解釈したものと考えられるということです、今後はこの当年分という考え方も改めて明確にしてガイドラインにも明文化することとしたいと考えております。

42ページが改正前と改正後のガイドラインで、当年度分というところが落ちてしまっているということでもあります。

というのが事案1ですね。

事案2が46ページ以降でございまして、応札ブロック外で発生した損失を Δ kW価格に計上というものでございます。この調査対象事業者は、LNG火力ユニットを運用しており、ガス使用契約上一定期間のマストラン運転が必要ということでございます。ここで発生した損失（＝限界費用－スポット市場価格）を、需給調整市場に応札したブロックと関係のない期間も含めて Δ kW価格に全て加算計上していたことが判明したということでありまして、需給調整市場に応札するブロックと関係のない期間において発生した損失を Δ kW価格に計上することは適切ではないということでございます。

一方で、需給調整市場に応札するブロックに対応するマストラン運転の最低出力の電力については、最低出力までの発電コストの機会費用（＝限界費用－卸市場価格）と同等でございまして、この応札するブロックに該当する部分だけを Δ kW価格に計上するように求めており、現在、当該事業者は Δ kW価格の見直しを行っているということでございます。

こちらについても、考え方としてはマストラン運転に係る最低出力の電力については需給調整市場に応札するブロックに対応する部分が Δ kW価格への計上対象となるということで、こうした考え方も明文化していきたいと思っております。

次に、48ページ以降は4つ目の論点で、V1、V2スプレッドの調査状況報告でございます。

49ページでございますけれども、こちら、実際、調整力を運用するためのkWhの価格ですね。上げ調整価格はV1、下げ調整価格はV2ということでございますけれども、ガイドライン上は、この各リソースの限界費用に一定額を、V1であれば上乗せ、V2であればそれを引いた価格を範囲内で登録するというのがガイドライン上は規定されておりますので、すなわち、調整力kWh市場ではV1とV2のスプレッドは限界費用の20%以内になるというのが考え方になっているということでございます。

一方で、今回、全リソースについて、2024年7月分のV1とV2の登録価格を調査いたしましたところ、スプレッド20%を超過していると思われるリソースが確認されたという

こととございます。こちら、現状、調整力の必要量を需給調整市場で調達できない場合、余力活用契約にいくということですが、この余力活用契約での調達コストも、このV1及びV2で決まってくるということとございますので、こちらのコスト増加ももたらすことになるということと調査をしているということと、次ページ以降検討しているということとでございます。

51ページでございますけれども、V1、V2は発電事業者が任意に設定する出力帯ごとに登録していくということで、出力帯が上がるごとに限界費用が上がっていくということなので、V1、V2もこうしたスプレッドを持ちながら一定の幅を持って登録されていくというのが通常の考え方ということとございますが、52ページで、実際にこの調査をしたところ、V1、V2でスプレッドが20%以上に開いているというものが存在している。そちらを見ていくと、このV1とV2にそれぞれ違う限界費用を充てることによってスプレッドが開いていることがあったということとございますので、こちらをそれぞれ御説明します。

まず、53ページですが、こちら、類型1の火力電源の場合です。出力帯ごとに限界費用が異なってくるということとございますけれども、例えば右下の図を見ていただくと、こちらはスプレッド20%におさまっている事業者の登録例でございますが、出力帯100から300にかけて限界費用が右上に上がっていく。この事業者の場合は、出力帯の100と300のうち中間点、200辺りの限界費用でV1もV2も登録するというところで、赤線と青線の間のスプレッドは20%になるということと、というのが右下の登録例でございますけれども、スプレッド20%を超過している事業者の登録事例としましては、左下にあるように、V1についてはこの300という一番高い時点での限界費用を使う、V2については100というこの出力が一番低いところの価格を使うということと計算することによって、この赤と青の差が20%以上に開いているというような事例があった。

発電事業者側からすれば確実に損をしないようにということになると思いますが、そういった価格で登録されていたという事例があったということとございます。これについては、上から4つ目のポツにあるように、調整力kWh市場におけるV1とV2の価格登録においては、同一出力帯における上げ調整時の限界費用と下げ調整時の限界費用を一致させる、同じ限界費用を使ってV1、V2を計算するということとを需給調整市場ガイドラインに明文化してはどうかということとございます。

54ページの類型2は揚水発電及び一般水力の機会費用を含む限界費用の設定方法でござ

います。これも基本的にはV 1 と V 2 ですね。V 1 は高い限界費用で登録し、V 2 は低い限界費用で登録するというパターンで、左下の代替電源を用いる場合も、V 1 ではこの11円という高いものを用いていたという事例でしたり、あと、右下のスポット市場で、要は機会費用として、この池の貯水量を回復させる機会費用としてのスポット市場の調達予想価格というものでも、スプレッドが開いている事業者は、V 1 の価格にこの高い価格、例えば20円を使い、V 2 については5円という安い価格を使うことによってスプレッドが開いている事例がありましたので、こちらについても、同一出力帯のV 1 V 2 の限界費用は一致させるという考え方を示したらどうかということでございます。

55ページ、これも同じですけれども、揚水発電の機会費用を含む限界費用の設定方法について、これもポンプアップ電源の限界費用を引用する際に、V 1 を安い価格、V 2 を高い価格としているということでございます。

56ページに、こちらはスプレッド20%におさまっている事業者の価格登録例ということで、こちらはスポットの場合もポンプアップの場合も、同じ出力帯は同一の限界費用で登録しているという例もあったということでございます。

最後、5番目のB種電源の固定費回収状況の報告でございます。こちらについては、B種電源という制度が始まっておりまして、これについては固定費の額を事前に電取委事務局で審査する、それに基づき入札を行うということですが、固定費の回収状況を3か月に1度、監視等事務局に報告をして、回収が終われば、さっきの0.33円を出していくということになっているということでございます。

今回協議済みのB種電源5件ございまして、電源3件、蓄電池2件、事業者で言えば2社ですが、こちら、4月から6月までの回収状況確認を行いましたところ、リソースごとに回収率にばらつきはあるものの、36～86%の回収率ということで着実に固定費回収が進んでいる。これは需給調整市場だけではなくて、容量市場だったり、スポット市場という他市場収益も含めての回収状況でございますが、こういった状況で、固定費回収が終わったら、この30分0.33になるということでございますので、7月以降も回収状況については確認していきたいと考えてございます。

長くなりましたけれども、私から以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、論点多いですが、ただいまの説明につきまして御質問や御発言の御希望がございましたらチャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員　草薙でございます。

御丁寧な説明をありがとうございました。今回の事務局案につきましては、いずれも異論はございません。私は、この際、この資料8のスライド33ページの2つ目のポツを受けて、深く関係されている企業様への対応ということで若干の要望をさせていただきたいと思います。

実はこの件につきましては、一次調整力や二次調整力①の状況から、第99回や第100回の制度設計専門会合でも言及させていただきましたけれども、今回このような状況であるということを知ることになりましたので、コメントをさせていただきたいと思いました。

スライド10に、そして、特にスライド13の二次調整力①にはショックを受けました。各企業様におかれましては、方向性としては正しい対応をされていると信じておりますけれども、しかし、新システムへの改修に時間がかかるといった様々な事情はあろうかと思えますけれども、2025年1月中旬ぐらいまで対応がかかりそうだとか、実際の対応が来年のことになってしまうなどということになりますと、これから訪れる冬の需給逼迫を考えますと、それは余りに悠長に構えた御計画ではないのかと懸念せざるを得ません。

ぜひ、今ある御計画について、自らの判断でもう一段の計面前倒しということを考えていただきたいと思います。絶えない企業努力ということをお願いしたいという趣旨でございます。願わくば、そのようにお願いいたします。

以上です。

○武田座長　ありがとうございます。それでは、引き続きまして松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員　ありがとうございます。今回も多岐にわたる論点について丁寧な御説明をどうもありがとうございます。

基本的には、御整理いただいた方針で全く異存はございません。私のほうから調整力kWh市場のV1、V2のスプレッドに関するテーマについて少しコメントを申し上げたいと思います。

調整力kWh市場に関しましては、市場によってはこの委員会以外にも監視している機関があるというものもありますけれども、例えばスポット市場についてはJEPXにおかれとも監視されているということで複層的な監視は行われていると思えますけれども、この調整力kWh市場に関しては恐らくこの委員会が監視されており、ほかに監視する機関はな

いのかと思っておりますので、今回のような丁寧な御確認をいただけたことは大変ありがたいと思っております。

今回のV1とV2の限界費用の設定について一致させるということをガイドラインに明記するということについては賛成です。ほかの議題でもありましたとおり、やはりなかなか事業者にも周知や正しい理解が行き届いていないこともあるのかと思いますので、きちんと明記するということで周知を図るということについては賛成でございます。

全面自由化後に、スポット市場においてもやはり限界費用が監視の重要なファクターであるということは認識されておりましたし、限界費用を実質的に上下することがないようということ念頭に監視がされていたと理解しております。今回の調整力kWh市場についても同様に、この点については重要なファクターとして認識していただき、監視を続けていただきたいと思います。

最後に1点、この点に関して質問なのですが、今回のスプレッド、20%超過していると思われるリソースを確認されたということですが、何かこの点に関して経済的な実害と申しますか、最終的な調達コストへの影響など具体的な影響というのはあったのでしょうか。もしあれば少し教えていただければと思います。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。御質問に対する回答は後ほどまとめてお答えいただくということにさせていただきます。それでは、続きまして松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 松村です。聞こえますか。

○武田座長 はい、聞こえます。

○松村委員 発言します。まず、草薙委員が御指摘になった点に関しては、私も本心としては全く同感で、前倒しができないかと切に願っております。一方でシステム対応と言われると、ほかにも山のように、恐らく事業者の方はシステムの対応に追われていて、これを優先した結果として、ほかにもっと、ある意味、重要なものが遅れることになるのはとても困るので、受け入れざるを得ない。しかし、草薙委員も御指摘になったとおり、今回示された資料でも、あるいは別の資料でも、当該エリアは相当異常なことが起こっているように見える。

そうすると、このような異常な事態を放置しているのは、このようなエリアの支配的な事業者が、こういう社会的深刻な問題に関心がないなどという誤認をますます深めてしま

うリスクがあると思います。とても難しいということは重々承知していますが、しかし、前倒しできないのか真摯に検討していただければと思います。

次、スライド29のところで、差替のインセンティブがないのは問題だということですが、ちょっと迂遠なことを言うようですが、私自身は、 Δ kWhのこのkWhの精算のところはインバランス料金の精算と一体化し、シングルプライスになるのが本来は正しい姿だと思っています。そうだとすれば、もしシングルプライス化されていれば差替をされたとしても受け取るお金は変わらなくて、したがって、コストが削減できた部分は全部もらえることになるはずで、私はそれが自然な姿だと思います。その姿に近づけるということだと思いますので、間違った提案ではないと思います。

一方で、今そのようなシングルプライスが仮に実現していたとして、懸念される点は、もともと差替後のもので入札するのが合理的なのにもかかわらず、その差替前のもので入札し、価格をつり上げた上で、それで差し替えて利益を得ようとしているのではないかと。つまり、価格つり上げ効果を狙っているのではないかという懸念があり、それが今回の提案の弱点だと思います。

そうすると、もしシングルプライス化されていれば、そのような均衡価格の近傍、均衡価格を決めた札の近傍のところに関して、本当にその札入れが合理的だったのかをきちんと監視することを前提として、今回のような差替が利益を得られる格好にするのが合理的だと思います。

でも、実際にはマルチプライスなわけですね。マルチプライスを貫徹するということがあったとすると、差替したとしても、その分だけ支払いを減額するのは、それはそれですごく自然な制度設計ではあると思います。しかし、そうだとするとインセンティブはなくなるというそもそもの根本的な原因はマルチプライスなのではないかということを1つ思っています。

さらに、これがマルチプライスだとすると全ての札が価格を規定するということになるので、もともと入れた札が本当に合理的だったのか、差替後の札で入れる、もともと入れるというのが合理的だったのではないかというような観点で見なければいけないというような監視の負担は今までよりもさらに重くなるということだと思います。

しかし、そのような監視の負担が重くなるということがあったとしても、差替のインセンティブが全くない今の状況というのはとても非効率的だという事務局の問題意識は全くもったもだと思いますので、今回の提案のとおり進んでいただければと思いますが、マル

チプライスを維持する以上、全ての札はちゃんと監視しなければいけなくて、なおかつ、今回のさらに監視の負担が重くなったことは認識した上で、今後将来的な市場の設計では、インバランス市場とこのΔkWhのところの精算は、本当はシングルプライスがいいのではないかという点については、長期的に検討していただければと思います。

次に、スライド40ページのところ、高値のものに関して、実際に調達未達、募集量に満たない状況が起こっているときには、どんなに高くても買わざるを得ないということだから、全ての札についてある意味でちゃんと見なければいけないというのは全くそのとおりで、当然非常に高額なものに資源を集中的に使って、それでちゃんと調べる今のやり方は適切だと思います。

それで、不適切な事案が見つかったということで、こういう格好で、こういう形で不適切だったということを周知していただけることは、当該事案だけでなく、そこまでひどくなくても、自分たちも同じようなことをやっているという事業者があれば、それはいけないんだよということに気づくきっかけになると思いますので、このような形で公開していただける、本当はこういうコストは入れてはいけないのだということを明らかにしていただいたことはとても意義があると思います。

ただ、ここで考えていただきたいことは、問題があると言われて体制が整備するまで入札を控えますというのは、実際には三次調整力②には上限価格がないわけですが、仮に上限価格が1万円となっていたとして、入札を控えるというのは1万1円で入れているというのと経済学的には同じです。そうすると、とても高い価格での入札が問題視された結果として、事実上1万1円で入れているというのと同じもの変えましたというのは改善だと、実際にそうなって落札されないわけだから、物すごい額を支払うことを抑えられているという意味では改善なわけですが、それが改善になってしまう今の市場の状況がすごく異常だということを私たちは十分認識しなければいけない。いろんなことで、この監視等委員会もエネ庁もこういう機関もすごく努力しているということではありますが、この異常事態から一刻も早く脱却できるよう努力しなければいけないということを示唆している一つの例になってしまっていると思います。この点については、私たちは十分頭に入れないといけないと思います。

次に、54ページ、V1、V2に関してです。これは恐らく事業者のほうからはきっと不満が出るのではないかなと思います。しかし、これはある意味で今までもびっくりするぐらいV1とV2が離れているような入札というのをする人がいて、それはスポット価格を

参照するところをマニピュレートすればどこまででも高くできるということを示してしまつて、なおかつ、本当に相当にひどい入札をしていた事業者がいたということを踏まえた提案だということは御理解ください。これは今回の例に限らず一般論としてそうだと思うのですが、理念をちゃんと示して、それに対して余りにもガイドラインで縛り過ぎると柔軟性を失ってしまうので、緩めのガイドラインにしていたとすると、脱法的にマニピュレートして、すさまじいことをする人が出てくるということを目の当たりにすればそれは改善して、それは弊害があるということは承知の上で、ある種のマニピュレーションの余地をなくするような提案をせざるを得なくなった。これはその例だと思います。

事業者の方々は、これだと不合理な事例があるということを主張されることは可能だと思いますし、実際にここまでひどいマニピュレーションしていなかった事業者にとってみると、憤懣やる方ないということはあると思いますが、実際にこういうことが起こってしまった、これは経営情報の観点で全部を明らかにするということとはできないとは思うのですけれども、自分たちの業界団体に属する立派な人たちでもこんなことしていた人たちがいることは頭の隅に置いた上で、もし批判するとすれば批判いただければと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは続きまして岩船委員、よろしくお願いいたしますします。

○岩船委員 岩船です。ありがとうございました。いろんな問題があったと思いますが、私は、需給調整市場における高値落札案件の調査報告に関してコメントを述べたいと思います。

これはどうしてこのように高くなっているのだろうというのは私も知りたかった情報なので非常にありがたいと思うのですけれども、今回、市場支配力のある事前的措置の対象とする事業者のみならず、様々な事業者についてもセーフハーバーとしてガイドラインの規定を参照するのが基本であるということなのは理解したのですけれども、不適切な例があり、それに関しては指導がされたというのは多分妥当なことだとは思うのですけれども、本来、市場であれば、理想は、競争が活性化して、きちんとした量が集まり、多数のリソースがある程度各自の判断で値づけがされて、高ければ落札できず、適正な価格に落ち着くというのが本来の市場のあるべき姿だとすると、本当にまだまだ遠いなという印象がありました。

もちろん、まだスタートしたばかりの市場ですし、監視をきっちりしていかなくてはい

けないというのは分かるのですけれども、本当に、ほぼ全てとは言わなくても、札をしつかり監視して、値づけのルールをかなり狭い範囲におさめて監視を強めるというのであれば、実際の価格を順番にTSOが拾っていくということでもいいはずで、そもそもこれが市場なのだろうかというのは少し疑問に思うところです。

でも、今スタートしている内容としてはこうするしかないというのも理解はできるのですけれども、だから、意見としてもかなり曖昧なところで申し訳ないのですけれども、今後どこを目指していくのか、かつ、たまにだからはねることもあり得るというのは、その中で、後から参入する事業者さんというのがどうここでビジネスをしていくのが本当にいいのだろうという、もう少し全体的な絵姿というのを見ておく必要があるのではないかなあと思いました。そのそれぞれの調整力の水準として、例えばどの程度が本来妥当と考えられるのか。基本的には、電力の調整力なので、物理的にそれを調整できる設備のコストが正しく本来あるはずなので、その辺りで1つ指針みたいなものが出るといいのかなと思いました。

かつ、ある程度需給調整市場を先行している欧州や米国などでも、これだけ厳しい監視をしなくてはいけいないのか、それとも、もっと量的に安定していったって、もう少し自由な競争環境というのが維持できているのか、その辺り、もし何か御知見があれば、もしないのであれば、もう少し、海外でどうしてるみたいなどの情報を教えていただけるとありがたいなと思いました。

すみません。コメントです。以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは、続きまして安藤委員、よろしくお願いいたします。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。

まず、29ページの経済差替について1点コメントがあります。経済差替をしたとしても、それによって価格が見直されてしまうのでは差し替えてもメリットがない、より安い電源に切り替えることが行われないと社会的にも望ましくない、ここまではよく理解できます。厳密に言えば、その際に、差替を行ったときにどのぐらいのメリットを手元に残してあげればいいのかと云ったら、実コスト部分プラスアルファ、インセンティブとしてほんの少し残してあげれば切り替えるのではないかと思う反面、実コストがどのぐらいか、またそこにどのぐらいプラスアルファを乗せれば手間暇の分を考えて切り替えてくれるのかといったことを考えたときに、その値を厳密に決定するのは難しいと思います。

というわけで、詳細を検討したいと考えるがどうかということで、詳細を検討する際に、余り過剰にならないように、しかし、分かりやすい基準を示すといったことが今後、例えば20%手元に残すとか半分残すとか、具体的な話出てくると思いますが、その際に、先ほど松村委員からもあったような、この差替を前提とした異なった行動、もちろんそれによって落札できないという可能性もあるのでしょうかけれども、不適切な行動を引き起こさないようにうまく仕組みをつくっていく議論ができたと思っています。

続いて52ページのV1、V2のスプレッドの話です。上げ調整と下げ調整で異なる限界費用を設定していたというお話について、そういう行動を取っていなかった事業者もあるということを踏まえると、この仕組み自体をそのまま素直に読めば、一つの限界費用を前提としてというものだったのではないかと思う反面、とはいえ、そう明記していなかったもので、これからはそういうルールでいきますという形にするのは真っ当な整理かと思います。過去に遡ってその金額を変えていくというのは難しいかと思います。

ただし、今後、このように当初の意図に反するかのような制度の利用のされ方ということについてどういう対応を取るのかということも含めて考え方を明確にしておく必要があるかとも思っています。真っ当に行動した場合にはそのまま、解釈可能な限り、利益を追求する方向でやって、それが不適切だったということで、今後は是正するというのであったとすると、取りあえずやったほうが得ということになってしまい、不適切な行動のほうに誘導してしまわないかということで、この辺り、今後このような事例があったときにどのように処理するのかということも含めて考え方を明示しておくことが重要かと思っています。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは続きまして山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口委員 山口です。ありがとうございます。

事務局の整理に私も基本的に賛成です。スライド29について、私も少しコメントしたいと思います。経済差替の運用見直しということで、差替をしたら、今度はインセンティブをとということも考え方としては分かるのですが、発電機を絶対に止めたほうがいいのか、起動したほうがいいのかというように、判断が簡単な場合にはそういう経済差替ですぐできるということになると思うのですが、ネットワークの運用上、起動したほうがいいのかとか、慣性のためにも回転機がやはりついていたほうがいいのかはな

いかとか、そういったことが気象条件だとか需給の不確実な状況でなかなか判断が難しい場合というのがどれぐらいあるのか分からないのですけれども、そういうものがあるかもしれないなあと思ひまして、それが言語化されて、もうこのようにするのだというのが分かっているれば判断できるのでしょうけれども、そういうものがまだ言語化されていないような判断の難しいものがあるとする、それがインセンティブ与えることでそういったことが現場の専門家みたいな人の判断する機会がなくなってしまう、今まで余り見えてなかったリスクが、発電機の運用上のリスクが出てきたら心配だなあというようなことをちょっと思ひましたので、詳細に検討したいとこちらは整理していただいているので、そういった面も詳細を検討していただきたいと思ひます。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、続きまして山本オブザーバー、よろしくお願ひいたします。

○山本オブザーバー ありがとうございます。送配電網協議会の山本でございます。

今回、応札量増加に向けた起動費計上ルール及び精算方法を御検討いただき、どうもありがとうございます。今回提示いただいた案は一定の合理性はあると考えてございます。今後、起動費や最低出力分の精算などに関して具体的な検討を進めていくということになると考えておりますけれども、精算の実施におきましては実務面がワークするように関係機関の皆様と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、國松オブザーバー、続いてよろしくお願ひいたします。

○國松オブザーバー ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。

市場というものを運営している立場から発言させていただきます。先ほど岩船先生からもございましたとおり、この需給調整市場、市場メカニズムというものが全く期待できていないというような状態で、それで市場をやっているところに問題点があるように私は感じております。市場メカニズムのきき方についてシナリオ的なものというのをつくっていく必要があるのではないかなと思ひています。そのための話で言えば、必要量をいかに合理的に減らすことができるのか、そこで入札する人の中で競争が起こるように自分が売りに出したのだけれども、高い値段で入れていたらそれが約定しないという可能性がなければ

ば、この市場というのは全くもって機能しない。それをどうつくっていくのかというのは考えていくべきかなと思っています。

ここからは確認になるのですけれども、特に三次調整力②に関して言えば、何度も申し上げているのですが、なぜ1時間前のゲートクローズまでの間に時間前市場での調整を行わないのかというところについて、特に監視等委員会様のほうで、これはどう思っておられるのかはお伺いしたいところです。送配電事業者がインサイダーであって、時間前取引市場には参加すべきでないというようなお考えがあるのだとしたら、それもちよっと違うかとも思いますし、実際には、送配電事業者さんはこの部分を時間前市場で調整をすれば調整力として頼る部分というのは格段に少なくできる。どのぐらい少なくできるのかは出していただかなければ分かりませんが、1時間前の予想値と実予想の差分、その分だけが必要になりますので十分に減らすことができる。かつ、1週間でずうっと調整力を取るというのもやはり考え方としては難しいと思います。年間契約という前にあった世界というものを、それらを加えながら、年間と週間での取るものをうまく取り混ぜていくことによって市場メカニズムがうまく働くような、売り手の競争になるようなことというのが実現できていくのではないかなとは思っています。ぜひ御一考いただきたいと思っています。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

多数の御意見ありがとうございました。それでは、松田先生からの御質問もありました、また、岩船先生、國松オブザーバーから幅広の御意見を求めるというような部分があったと思いますので、事務局からコメントをいただければと思います。

○黒田NW事業監視課長 様々なコメント、御意見いただきましてありがとうございます。可能な範囲でお答えできればと思いますけれども、まず、草薙委員、松村委員からいただきました東京中部の応札量見直しにつきましては、御意見も踏まえて、当該事業者と引き続きコミュニケーションをし、状況を確認していきたいと思っています。

それから、松田委員からの御質問で、V1、V2のスプレッドによってどういう経済的な影響があったかというところにつきまして、具体的に何か個別に認定しているという状況ではございませんけれども、一般的に言えば、例えばV1価格登録されているということによって需給調整市場における不断の実際の稼働でしたり、あとは余力活用契約における単価にも影響している可能性がありますので、この辺については引き続き我々としても

調査、監視をして適切な方向にということでやらせていただければと思っております。

それから、経済差替について複数の委員から御指摘をいただきました。まさにごもっともな御意見ばかりだったと思っております、そういう意味では、当然事業者インセンティブ等も必要になりますけれども、意図的に高値で発電事業者が入れて差し替えて経済的利益を得るといったようなことが起こらないようにする必要がありますので、そういった意味での監視の在り方ですとか、そういった面も踏まえたフィージビリティといいますか、実現可能な合理的な仕組みにどうしていけるかということかと思っておりますので、その点については今後さらに検討を行っていきたいと思っております。

それから、これも複数の委員から、そもそも需給調整市場が市場として機能していないのではないかといったような御意見もございまして、当初想定したような機能を完全に発揮しているという状況になっていないということかと思っております、そういう意味では、監視等委員会としても、高値約定の件についても、普通であれば市場で淘汰されるような事業者でも、約定してPivotal Supplierになるというような状況にありますので、そういった点については今の取引状況に応じた監視をしていく必要はあるのかなということで、今回もやらせていただきましたし、引き続きやっていくということではありますけれども、将来的には、当然、市場での機能を高めることによって解決していくというのが本筋だと思っておりますので、そういった制度の改善も含めてやっていく必要があると思っておりますし、國松オブザーバーから時間前市場の活用といったこともありました、引き続き市場の改善を行いつつ、適切な監視を行うということで効率的な取引を促していくということでやらせていただきたいと思いますところでございます。

その他いろいろいただいた御意見につきましては今後の検討に生かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○武田座長　　どうもありがとうございました。本件につきましては根本的な御指摘もいただいたところでございますけれども、事務局案に大きな御異論はなかったと思います。また、とりわけ起動費の事後精算の具体的導入、V1、V2 スプレッド問題に係るガイドライン改定等について御支持をいただいたところと理解しております。したがって、本件につきましては、いただいた御意見を踏まえつつ今後事務局案で対応を進めていきたいと思っておりますので、事務局におかれましては、同方針で対応を進めていただきますようどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題でございます。議題の7番目、インバランス料金制度についてに

関しまして、引き続き黒田課長より御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料9を御覧いただければと思います。インバランス料金制度についてでございますけれども、本日の議論といたしましては、まず、本年7月、8月の需要状況やインバランス料金の動向を整理させていただいたのと、また、先ほど取引制度企画室からも御説明ありましたけれども、小売電気事業者のリスク回避手段の整備状況といった点についても分析を行ったため、その内容を報告させていただき、その内容を踏まえて、今後、2025年度以降の補正インバランス料金のC値及びD値についての検討のキックオフを行わせていただきたいと考えておりまして、その検討の視点等について御議論いただきたいというものでございます。

まず、各エリアにおけるインバランス料金の動向でございます。4ページでございますけれども、本年7月及び8月の各エリアのインバランス料金、広域予備率の動向を8ページ以降にまとめさせていただいているということで、後で出てきますけれども、特に東京エリアで補正インバランスが35コマ適用されるということで、インバランス料金の最高価格も194円と、200円に近い価格がついたということがございました。また、その他のエリアのインバランス料金の最高価格は30～70円の範囲ということでございます。

具体的に8ページ以降で各エリア別の7～8月のインバランス料金と広域予備率の動向というものを示させていただいていまして、青がインバランス料金、オレンジが広域予備率ということで、例えば北海道エリアであれば、この期間の最高価格は69.51円ということでございます。

東京エリアは10ページですけれども、こちら、補正インバランスの適用は35コマ。7月8日に広域予備率3.19%まで下がったときに194円という価格をつけていまして、その他のコマでも100円を超えるような価格もついているということでございます。

それ以外、エリア別の整理も載せているところで、こちらが各エリア別のデータでございまして、17ページが各エリアのインバランス単価とインバランス量の分析というスライドになるのですが、インバランス料金がB Gの需給一致のインセンティブとして機能しているかどうかという確認の観点から、各エリアのインバランス料金とスポット市場価格の差分とインバランス発生量との関係性を分析しているということで、東京エリアでは、補正インバランス料金、適用されたコマがあったということでございますけれども、全体的には不足インバランスが多く発生しているコマでは、スポット価格よりもインバランス単価が高くなっていると、逆に余剰インバランスを多く発生しているコマではスポッ

ト市場価格よりもインバランス単価が低くなっていることがおおむね見受けられたということで、18ページに9つのエリアごとの相関図を出していますが、縦軸がインバランス単価低いエリアプライスで、横軸がインバランス量、左側が不足、右が余剰ですので、おおむね左下がりの楕円のような傾向で見られているということが示されているところでございます。

次に、19ページ以降はC値、D値の検討を、キックオフすることを踏まえて、今、小売電気事業者の電力調達がどうなっているかというところを改めて見ているところで、ちょっと先ほどの議題とかぶる部分もあるのを簡単に御説明いたしますけれども、全体的な動向としましては20ページで、まず、スポット市場等のJEPXの取引量は電力取引全体の3分の1程度を占めている状況になっているということでもあります。

スポット市場の取引価格は2021年から22年にかけて高騰する局面もありましたけれども、23年度は平均10円程度ということになっております。時間前市場についても増加傾向にはございまして、直近では、スポット市場の取引に占める割合は2%強となっているということでもあります。

それから、相対取引でございますけれども、2020年7月に監視等委員会が旧一電各社に内外無差別の卸のコミットメントを要請し、各社がコミットメントを実施ということで、グループ外への相対卸は、先ほどの説明にもありましたけれども、新電力需要の4割程度を占めている、ベースロード市場の取引も増加傾向ということで、21ページ以降は先ほどの説明にもあったところでありますので割愛させていただきます。

ということで、27ページ以降は補正インバランス料金のC値及びD値に関する検討についてという部分でございます。まず、C値及びD値の経緯というところからでございますが、このC値、D値というのは、29ページにございますとおり、補正インバランス料金カーブというものに当てはめたときに、予備率8%に当たる価格がD値、3%に当たる価格がC値ということで、この水準の話でございます。

28ページですけれども、検討の経緯でございますが、まず第44回の制度設計専門会合、2019年12月にインバランス料金制度に関する中間とりまとめというものを行ってございまして、C値、D値について以下のような整理が行われている。C値につきましては、緊急的に供給力を1kWh追加確保するコストとして、市場に出ていない供給力を新たに1kWh確保するために十分な価格ということから、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格として電源I[〃]の公募結果から電源I[〃]として確保したDRをTSOが想定する回数発

動した場合の価格というものを参考にして、当時の議論で原則600円/kWhという数字が示されている。

ただし、22年及び23年までの2年間は暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での最高価格を参考に200円とするという整理になりました。

暫定期間終了後は600円に変更することを原則とするけれども、ただし、暫定措置期間中のインバランス発生状況等々を踏まえて、必要に応じ暫定的な措置の延長や段階的変更を検討するという整理となっております。

それから、D値につきましては、確保済みの電源Ⅰ'のコストとして、電源Ⅰ'応札時に応札者が設定するkWh価格の上限金額の各エリア最高価格の全国平均を参考に45円/kWhということで、C値と同様に必要な時点で見直しの検討という整理とされました。

それで、30ページが昨年の制度設計専門会合での議論ということで、暫定期間を過ぎる24年度の補正インバランスのC値及びD値について整理がされまして、C値につきましては、DR育成の重要性等から、将来において引き上げていくという方向性は堅持しつつも、小売電気事業者の事業環境の大きな変化が予想される24年度、容量市場の開始といったこともありますので、こういった観点からC値の引上げは避けることとし、24年度以降について引き続き値上げ幅の議論を継続していくという整理となっております。

それから、D値につきましても45円/kWhで据え置くこととして、今後、電源Ⅰ'に相当する発動指令電源、あるいはDRのkWh価格の動向を踏まえて、2025年度以降のD値の見直しを行うこととしたという整理とされているということでございます。

33ページ以降で、今後のC値及びD値の検討の視点ということで、25年度以降の補正インバランス料金のC値及びD値、今回キックオフということで、今後どのような視点でま

ず行っていくことが適当かという点でございます。

例えば以下のような検討の視点が考えられるかということで、計画値同時同量達成のためのインセンティブですとか、あと、卸電力市場の競争状況、小売事業者のリスク回避手段、それからスポット市場価格への影響、さらには電源投資・DRの促進、また上げ余力がないときの追加供給力確保の在り方等々といったような視点が考えられますし、ほかの視点もあるかということでございますが、まず、どういう視点で検討していくかというところが1点でございます。

それから、34ページがC値についての論点ということで、この水準について今後どのような検討を行っていくかということで、2つ目のポツが、先ほどの繰り返しでございます

けれども、こういう考え方で、新たにDRを追加的に確保するのに必要となる価格と整理されていたということ等を踏まえれば、C値のオプションとしては、理論上は以下が考えられるかと。特にそれ以外にも指標あるかということも論点でございますが、理論上のオプションとしては、①として、200円に維持する。②としては、2019年の整理である600円にする。③としては、上記C値の考え方を現状に当てはめた場合の価格ということでありまして、例えば2024年度向けの容量市場で落札された電源の価格（年間発動回数12回、発動継続時間3時間から算出した1時間当たりの価格）を参考にとすると、例えば390円といったような水準になりますし、追加供給力公募を参考にした電源等の価格等といったものもございます。

また、長期間、C値が継続した場合の対応といったものについても併せてどう考えるかといった点も論点かと思っております。

さらにD値の論点でございますけれども、過去の専門会合では、確保済みの電源I¹のコストを反映という考え方で整理されておりまして、19年時点ではkWh価格の各エリアの最高価格の全国平均を引用して45円となっておりまして、昨年の検討でもそれは維持されているということでございますけれども、これについて計画値同時同量を達成するインセンティブとの観点から適切な水準となっているかといったような論点でございます。

37ページですけれども、本日、委員及びオブザーバーの検討の視点等々御議論いただければと思っております。それを踏まえつつ、次回会合において、一般送配電事業者、発電事業者、新電力、DR事業者等の関係事業者の皆様からプレゼンをいただき、さらに議論を進めていくこととしてはどうかということでございますので、ぜひ御議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御発言の希望がありましたらチャット欄でお知らせいただければと思います。

それでは、草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 草薙です。御指名ありがとうございます。

御説明もありがとうございました。事務局の方針に異存ございません。この資料9の34ページのところから若干のコメントを申し上げたいと思います。

今回の390円というC値のオプションにつきましては、事務局が現行のレベルと原則のレベルの中間辺りを狙って、根拠ある値として提案してくださったものだと思います。その点は議論の取っかかりにもなり得るものとして評価できると思います。そして、この34

のスライドの最後にご書いておられる、「また、長期間、C値が継続した場合の対応についてどう考えるか」ということにつきましては、厳気象時等の短期の需給逼迫と災害時等の長期の需給逼迫を分けて考えるということにもつながりまして、非常に重要なことではないかと思います。これは多くのプレーヤーに納得感を持って受け入れていただく制度をつくり込む上で大切な考え方ではないかと思います。すなわち、災害時等の場合には、救済を手厚く考えておくことで現行のC値200円というところから離れて、原則に向けて上昇させていくことができるのではないかということをおもうのです。

そこで、この390円というのがどの程度妥当なのかということになるのだと思いますが、今日の御説明を聞きまして、その根拠の割にやや事務局は慎重でいらっしゃるのかなという印象を持ちました。2024年度の容量市場の価格を参照されるということですが、実績を見た場合に、もっと上でもおかしくないということをお示せないかということでございます。

具体的には、392.7円/kWhということで、それをもカバーできるという意味では、400円ということも検討できるのかもしれませんが、しかし、今後の精査の結果、400円に至る必要はないということであれば、390円としつつ、その上でしっかりと災害時等の長期にわたる需給逼迫時には別途救済措置をするという方向性が妥当ではないかと思います。

このように、390円というオプションにさらに一段踏み込んで、切りのいい400円にできないのかといった意見が今後出るように想像するのですが、これは一例にすぎず、もっといろんな意見が今後出てくるのではないかと想像しております。

次回、一般送配電事業者、発電事業者、新電力、DR事業者などからプレゼンをいただいて、さらに議論を進めるという事務局案でございますので、この事務局案の方針には安心感を持ちました。ここで、発電事業者に係るインバランス料金について、新電力に向けたものよりも目配りが少なかったかもしれないと思っております。総合的に見て公平感のあるC値及びD値のメッセージを送るということも必要なことではないかと思っております。

以上であります。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 どうもありがとうございます。

今回の御説明では、東京エリアで補正インバランス料金が多数コマで適用されて、あとは料金としてもかなりはね上がったということをお伺いしました。東京エリアがこのような動

きを見せたことについては、一概に原因が何かというのは分からないところだと思いますけれども、やはりほかのエリアと比べて競争が進んでいるということが一つの要因としてあるのかもしれないと思っております。競争が進展していくという状況はもちろん好ましいものではございますが、需給のバランスが取りづらくなり、供給が綱渡りになるという状況は決して好ましい状況ではないと考えております。短期的にも中長期的にも市場に正しいシグナルを発し、競争環境を維持した上で需給を安定させるというためには、インバランス料金のC値、D値を適正に定めるという今回の議題は非常に重要であると考えております。

その際の考慮要素につきましては、31スライドに挙げていただいたもので基本的に網羅されているように考えておりますが、小売事業者のリスク回避手段というところに関連して、もしかしたらここに含まれているのかもしれませんが、C値、D値、この値を上げることなどによって、小売事業者の財務面に実際どのようなインパクトがあるかということについても横目で見ていただくといいのではないかと考えております。

また、例えば市場での買い入札行動などC値やD値を変化させることによって電気事業者の行動が具体的にどのように変わると予測されるのか。例えばC値が200円であるのと400円、600円であるのとで、同時・同量達成のためのインセンティブが異なるのか否かなどですね。事業者の行動に具体的に与える影響について、その値の変動によってどのようなプレーヤーがどのように行動を変えるのかという点について、実務的な観点から丁寧に御検討いただくとよいのではないかと思います。これは今後のヒアリングなどで明らかになっていくことも多いかもしれないと考えております。

最後に、C値に関して考え方については整理されているところでありますけれども、今回、スライド34で示唆されておりますとおり、根拠となるデータ諸元を見直して、現状に即した価格水準とするかどうかというところも検討の視野に入れていくということは非常に重要かと思いました。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは続きまして岩船委員、よろしくお願いいたしますします。

○岩船委員 御説明ありがとうございました。発電事業者さん、小売事業者さん、いろんな立場あると思いますのでかなり難しい議論になると思うのですが、しっかりと現状と問題点についてヒアリングさせていただくというのはいいことだと思います。先

ほど草薙委員からもありました、今、画面に映っている34ページの容量市場の価格390円、2024年ですので、例えばこれを2025年にするともっと大分安くなってしまふ、容量市場をリファーマーするというようなこともあり、どの価格がいいというのはここからだけでは判断するのがなかなか難しいのではないかなあとも思います。毎年変えるというのものもあるのかもしれませんけれども。

私としては、特にこの9月ぐらいになって、暑さがなかなか引いていかないということで、特に東京エリアでかなり苦労した運用がされていると思います。そこで、供給側としてどこまで実際お金がかかるのかというようなところの整理も必要かなあと思っております。定期健診の更新を急に依頼したみたいな話もあり、これってかなりコストのかかる対策だと思われます。また、発電設備に関しても、自家発電も含めてたき増しの依頼なども、この夏、9月ですかね、OCTOさんから出されたとも思います。これも実際事業者さんに対応していただくにはかなりコストもかかるやり方だと思います。この辺りで、これだけタイトなときにどこまでコストかかっているのかということをしつかり調べていただいて、その辺りを参照することも必要かと思いました。よろしくお願いします。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは続きまして松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 松村です。聞こえますか。

○武田座長 はい、聞こえます。

○松村委員 発言します。ずうっと議論がある32ページに関してです。この3つの案というのを取りあえず案として出し、この後、慎重に議論していくというのは合理的だと思います。でも、もともとの議論、もともと、ある種の設備コストという変ですけども、調達コストまで考えてこれを設定すべきだと言い出したのは私だと思うのですけれども、そのときに議論したことをもう一回思い出してほしい。これは需給が物すごく逼迫しているときにインバランスを出せば、当然kWhのコストの高い電源しか残っていないわけだから、それに対応するようなコストがかかっている。それに対して高いコストを払うというのはC値とは関係ない話で、実際に需給が逼迫しているときには、短期で余分にかかるコストを原因者が負担してもらう。そういう発想だと思うのですけれども、それだけでなく、需給が逼迫しているときに安易にインバランスを出してしまうという事業者がすごく多くなると、当然、供給力、あるいは調整力として調達しなければいけないもの、あらかじめ

調達しなければいけないものを増やさないと安定供給上問題があるという議論に直結し、将来にはコスト増になるかもしれない。

そうすると、インバランスを出さないで頑張っていた人たちも、そのコストを結果的に負担することになり、インバランスを出してしまった人も、短期のコストだけ負担することになると、その意味でとても不公平ではないか。原因者負担ということにならないではないか。だから、本当に需給が逼迫しているときに、ある種のインバランスを出してしまうような人たちの原因者負担としては、調達の必要量が将来変わるかもしれないということまでちゃんとそのコストとして負担すべきだという議論が出発点だったと私は思っています。

そのときに、その時点で一番分かりやすかったもの、私も具体的に例示としてⅠ´と言ったわけですが、それはⅠ´のコストではかるのが適切だということではなく、そういう追加的にかかるコストを負担してもらうというのが本来正しく、それで一番分かりやすいものがⅠ´だと言ったつもりでした。

これが一人歩きして、そのⅠ´の後継は発動指令電源でしょうと。発動指令電源のコストというのはある意味で客観的に分かるコストとして適切なものを出してもらったとは思いうのですが、本当にこのコストだけでしょうか。今、調整力市場で調整力を調達することになり、これはずっと将来も続くとは思いますが、その調整力の調達も増やさないと安心できないなどという議論になるとするならば、そのコストだって本当は負担しなければいけないと思います。

今回出された390円というのは、もっといろんなコストがあるかもしれないけれども、取りあえず、今すぐ、ある種客観的に出せるものの水準として発動指令電源のものというのを念頭に置いて適切な値を出しましたということだろうと思います。これはこれに限った話ではないと私は思っています。その上で、390円と出てきたのはある程度妥当な、600円というのと200円というのと結果的に間ぐらいのものが出てきたということですが、この後、容量市場の価格でこの価格が下がったら下げるのか、そういう議論をしているのかということについては考えたほうがよいし、そうだとすれば、24年度向けがいいのかどうかということもあると思います。仮に何年度のものを取ったとしても、その後下がったときに本当に下げるのが正しいのかということについてもちゃんと考える。これはある意味で過小になっている可能性がかなりあるのだということをやちゃんと私たちは認識した上で考えなければいけないと思います。

さらに390円という水準は、もともと安藤委員が、200円から600円に上げるというときに、いきなり600円に上げるのか、刻むという考えはないのかというようなことを御指摘になったと思います。その意味では、結果論ではあるのですが、300円台というのが出てくれば、結果的に刻むというような格好にとても近くなり、その意味でも、妥当な一つの水準が出てきたのではないかと。ここを発動指令電源だけで精査すれば本当はもっと低くあるべきだという議論がきっと噴出するとは思いますが、本当にそれが健全な議論なのかということはちゃんと考える必要があると思います。

また、その後、これはC値が継続した場合でなくて、恐らく上限価格にスポット価格も含めて張りつく、そういうことが起こったとすればということだとは思いますが、仮にそんなことが起こったとすると、それは全く別の話というか、年に数コマ、数十コマ、あるいは100コマとかいうオーダーであれば許容できるような水準でも、1か月、2か月ずっとその上限価格に張りつく事態は許容できないという議論は当然あり得ると思うので別途考えなければいけないというのは、私自身、以前に指摘したつもりです。

そのことを拾っていただいたのだと思いますが、これの具体的な提案とセットでないと、三百数十円というような水準は受け入れがたいという議論はきっと出てくると思います。この2つは切り離さないで、具体的に長期間継続した場合にどうするのか、張りついてしまうなどという異常事態が起こったときにどうするのかという議論と一緒に決着させることになるのだと思います。将来の議論の頭出しということですが、将来、案が出てくるときには、ばらばらにしないで、一緒に具体的な提案が出てくることを期待しています。

以上です。

○武田座長 どうもありがとうございます。それでは続きまして二村委員、よろしくお願いいたします。

○二村委員 御説明と御提案ありがとうございます。非常に重要な議論だと思います。消費者の側からしますと、健全な競争によって消費者に利益があるということを期待するものですので、ぜひ各プレーヤーの行動の変化、特に小売事業者の皆さんへの影響ですとか、あるいは小売事業者の方々がどのように動くのかということを慎重に見極めたいと思います。この後のヒアリングのところでぜひ詳しく御報告、あるいは御提言をいただければと思っています。

議論する際に、最近、冬場の需要が大きくなっていると思います。また、急に暑くなったり急に寒くなったりというときに電力の需要が大きく変化するということがあると思

います。なので、年間を通した需給ですとか、あるいは価格の変動について参照できるような議論を組み立てていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、山口委員、よろしくお願いいたします。

○山口委員 山口です。ありがとうございます。私、手短に。

この今出ているスライド34ですけれども、390円の考え方というのは、松村委員がお示しいただいたように、一つの考え方であるけれども、ほかの考え方もあるのではないかとことだと思しますので、それが今後プレゼンいただく中で、そういったほかの視点があればということが明らかになるといいなと期待しております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、お待たせいたしました。國松オブザーバー、よろしくお願いいたします。

○國松オブザーバー ありがとうございます。私からは、まずインバランスの動向というところで、北海道エリアのインバランス料金の動向について、これは広域予備率が結構ある中で、69.51、最高価格、下のグラフを見ていただいてもかなりずうっと高い状態が続いている。これは需給調整市場のところで落札された電源のせいと考えればいいかもしれませんが、これも何か違和感があるかなと思っております。

また、関西エリアで、補正インバランスが適用されたのが一つのコマでしかないというお話ですけれども、実際、関西エリア、この期間においてそれなりの融通が起こっているはずだと思っています。広域予備率で見た中でインバランスを決めても、実際には融通がかかるほど関西エリアで逼迫した中で、それがうまく反映されないのはどう考えていくのかなと思っております。

かつ、18ページでグラフを示していただいておりますけれども、18ページのこれが楕円になっていると見えるのかな、どうなのかなというのは少し疑問であって、確かに昔のインバランスの制度、取引所価格に対して α 値を求めて、それで価格を決めていくというやり方であるところの形に限りなく近くなるわけですけれども、理想論がそういったインバランスを狙うというのであれば、今のやり方というよりは前のやり方のほうがよかったということにもなろうかと思えます。

そもそも狙うべきインバランスというものがどのような制度にしていくのか、リアルタイム市場価格をイコールインバランスという考え方であったのか、それともインバランスがある程度のペナルティ性を両立させて持つのかというところについては考えていく必要

があるのかなとは思ってございます。その中で立ち返って今後の議論というものがされていけば、よりよい制度という形になっていくのではないかなと思っております。

以上です。

○武田座長 ありがとうございます。それでは、小鶴オブザーバー、よろしくお願いいたしますします。

○小鶴オブザーバー 御説明ありがとうございました。C値及びD値に関する今後の進め方についてですけれども、今年度から需給調整市場で全ての商品の取引が開始されましたけれども、先ほどもありました、応札量不足の問題など課題解決に向けた取組を国の審議会なども含めて試行錯誤しながら検討している段階と認識しております。

需給調整市場における調達不足の問題は補正インバランス料金の算定にも利用されます広域予備率にも大きく影響していると認識しておりますが、実態と異なる予備率の公表、前日になって大きく変わるですとか、当日変わるといったものが小売事業者にとってはより高値での時間前市場での調達を行ったり、さらにはインバランス料金の負担という形で影響が出てくるということになりまして、これが最終的には需要家さんのほうに影響が及ぶことになります。

広域予備率の改善に向けた検討については、広域機関の審議会で議論が開始された段階とこちらも認識しておりますが、C値、D値の見直しについては、まずは通年で実態に近い広域予備率が示されるようになったことが確認されて、その課題が解決されてから行わないと需要家さんが不利益をこうむることにもつながりかねないと思います。よって、本件については結論を急がず、需給調整市場の改善の状況も含めて慎重に、その影響も見極めた上で丁寧かつ慎重に進めていただくようお願いしたいと考えております。

その上でですけれども、すなわち、今述べたような課題が完全に解決したことが確認された後にどうするかについてですけれども、過去の状況を参照した600円の見直しというのはのではないかと考えております。今回、過去の考え方を参考に、現状を当てはめた価格として、2024年度の容量市場の発動指令電源の価格に注目してC値を算出いただきましたけれども、2024年度の価格を参照することが適切か、先ほども何人かの委員の先生からありましたけれども、年度によって変わるというのもありますし、そのときと25年度のときの容量市場の制度も少し変わっていると思いますので、こういった議論も含めていろんな議論があるのではないかと考えております。

長くなりますが、また、長期間C値が継続した場合の対応についてですけれども、再エ

ネの導入を加速して火力発電所の休止等の影響ですとか、それから端境期における厳気象の発生などによって需給が不安定化しており、最近では小売事業者の努力の範疇では克服できない地政学リスクですとか、それから厳気象が増大し、さらには自然災害なども発生している。一方で、先物取引などのリスクヘッジ手段については徐々に整備されつつある状況ではありますが、いまだ十分な状況とは言えないと考えております。このようなことを考えると、長期間C値が継続した場合への措置というのは必要だと考えます。

いずれにしても、今の状況において25年度からのC値、D値の見直しを急ぐのではなくて、丁寧かつ慎重な議論が必要だと考えております。

以上でございます。

○武田座長 どうもありがとうございました。ほかに発言御希望の委員の方、オブザーバーの方いらっしゃいませんか。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。多数の御意見をいただきました。事務局からコメントございますでしょうか。

○黒田NW事業監視課長 様々な観点から御意見、コメントいただきまして誠にありがとうございます。今回キックオフということなので、まさに本日皆様からいただいたような視点も取り入れながら、また、考え方についてもロジック的な面でも補強が必要だと思いますし、また、そのデータなり分析というところも様々必要だと思っております。そういった点の分析も進めつつ、また次回以降も、関係事業者の方々のプレゼンテーション、御意見もいただきながら丁寧に議論を進めていければと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○武田座長 どうもありがとうございました。それでは、本件につきましては本日の議論を踏まえて、次回以降さらに検討を進めていきたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議事は以上となりますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○田上総務課長 ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

それでは、第1回制度設計・監視専門会合はこれにて終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——